



島根県報

令和8年4月17日（金）

第 7 1 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（子ども・子育て支援課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び手数料の還付金の支出事務の委託	（ 〃 ）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農村整備課）	3
県営土地改良事業の工事の完了	（ 〃 ）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	3
海岸保全区域の指定の一部改正（12件）	（河川課）	3

【公 告】

令和8年度夏期島根県狩猟免許試験の実施	（農山漁村振興課）	24
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ 〃 ）	27

【特定調達公告】

令和8年度しまねのイメージ発信業務に係る随意契約の相手方等	（広聴広報課）	29
X線光電子分光分析装置の調達に係る一般競争入札の落札者等	（産業振興課）	29
産業用マイクロX線CT装置の調達に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	30
刑事手続のIT化機器（液晶ペンタブレット）の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	30

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	33
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	34
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体	39
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体	39
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体	40
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体	40

告 示**島根県告示第258号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 敬愛福祉会	通所介護	デイサービスやすらぎの里別府	邑智郡美郷町別府8番5	令和8年4月30日

島根県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町1-6-2
- 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び手数料の還付金の支出事務
- 委託の解除年月日
令和8年3月31日

島根県告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第2項並びに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項及び第56条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会
東京都千代田区麴町1-6-2
- 委託した支払金等の種類及び事務の内容
保育士登録に係る手数料の徴収及び手数料の還付金の支出事務
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 委託の開始年月日
令和8年4月1日

島根県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖西岸土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

角 弘 出雲市灘分町1496番地6

島根県告示第262号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
寺領地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	令和7年5月16日

島根県告示第263号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町小坂1088-3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第264号

海岸保全区域の指定（平成18年1月10日付け島根県告示第21号）の一部を次のように改正する。

					基点17 座標 X	-48,461.755
					座標 Y	89,323.466
					基点18 座標 X	-48,459.199
					座標 Y	89,332.360
					基点19 座標 X	-48,453.409
					座標 Y	89,342.455
					基点20 座標 X	-48,448.624
					座標 Y	89,351.170
					基点21 座標 X	-48,442.418
					座標 Y	89,358.924
					基点22 座標 X	-48,437.573
					座標 Y	89,366.849
					基点23 座標 X	-48,431.938
					座標 Y	89,376.538
					基点24 座標 X	-48,427.457
					座標 Y	89,385.288
					基点25 座標 X	-48,420.022
					座標 Y	89,397.278
					基点26 座標 X	-48,415.687
					座標 Y	89,404.427
					基点27 座標 X	-48,409.167
					座標 Y	89,410.117
					基点28 座標 X	-48,405.506
					座標 Y	89,417.067
					基点29 座標 X	-48,406.026
					座標 Y	89,417.512
					基点30 座標 X	-48,395.616
					座標 Y	89,431.536
					基点31 座標 X	-48,393.371
					座標 Y	89,430.361
					基点32 座標 X	-48,386.250
					座標 Y	89,440.081
					基点33 座標 X	-48,382.060
					座標 Y	89,446.075
					基点34 座標 X	-48,371.420
					座標 Y	89,461.865
					基点35 座標 X	-48,359.719
					座標 Y	89,479.024
					基点36 座標 X	-48,364.629
					座標 Y	89,482.239
					基点37 座標 X	-48,363.419

					座標 Y	89, 484. 124
				基点38	座標 X	-48, 362. 659
					座標 Y	89, 485. 839
				基点39	座標 X	-48, 360. 083
					座標 Y	89, 491. 388
				基点40	座標 X	-48, 359. 623
					座標 Y	89, 492. 873
				基点41	座標 X	-48, 354. 158
					座標 Y	89, 492. 793
				基点42	座標 X	-48, 352. 193
					座標 Y	89, 493. 713
				基点43	座標 X	-48, 347. 269
					座標 Y	89, 483. 798
				基点44	座標 X	-48, 346. 424
					座標 Y	89, 482. 322
				基点45	座標 X	-48, 344. 938
					座標 Y	89, 482. 843
				基点46	座標 X	-48, 323. 862
					座標 Y	89, 495. 170
				基点47	座標 X	-48, 294. 788
					座標 Y	89, 512. 172
				基点48	座標 X	-48, 290. 071
					座標 Y	89, 514. 644
				基点49	座標 X	-48, 285. 666
					座標 Y	89, 516. 890
				基点50	座標 X	-48, 280. 578
					座標 Y	89, 520. 826
				基点51	座標 X	-48, 266. 158
					座標 Y	89, 531. 980
				基点52	座標 X	-48, 260. 669
					座標 Y	89, 536. 226
				基点53	座標 X	-48, 213. 880
					座標 Y	89, 514. 921
				基点54	座標 X	-48, 216. 745
					座標 Y	89, 509. 400
				基点55	座標 X	-48, 217. 500
					座標 Y	89, 507. 945
				基点56	座標 X	-48, 208. 175
					座標 Y	89, 503. 625
				基点57	座標 X	-48, 209. 515
					座標 Y	89, 500. 230

					基点58 座標X -48,206.656
					座標Y 89,494.545
					基点59 座標X -48,206.401
					座標Y 89,491.000
					基点60 座標X -48,212.975
					座標Y 89,484.577
					基点61 座標X -48,210.282
					座標Y 89,470.666
					基点62 座標X -48,160.016
					座標Y 89,425.911
					基点63 座標X -48,100.873
					座標Y 89,395.459

島根県告示第265号

海岸保全区域の指定（平成4年島根県告示第1,008号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸山達也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	延長	
島 根	松 江	加 賀	加賀西	460.0m	基点1から基点7までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点7と補助点1を直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標X -48,087.481 座標Y 80,349.424 基点2 座標X -48,136.080 座標Y 80,457.119 基点3 座標X -48,155.880 座標Y 80,473.918 基点4 座標X -48,182.180 座標Y 80,488.218 基点5 座標X -48,208.380 座標Y 80,493.318 基点6 座標X -48,240.180 座標Y 80,491.818 基点7 座標X -48,408.182 座標Y 80,403.022

					2 補助点の位置 補助点1 座標X -48,107.681 座標Y 80,308.826
--	--	--	--	--	--

島根県告示第266号

海岸保全区域の指定（平成16年10月8日付け島根県告示第988号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海 岸 の 名 称					延 長	海 岸 保 全 区 域
沿岸名	海岸名	地 区 海岸名	地 先 海岸名			
島 根	出 雲	多 伎	岐 久	3,650.0m	基点1から基点23までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1の1を直線で結んだ線、基点23と補助点23の23を直線で結んだ線及び補助点1の1から補助点23の23までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点24と補助点24の24を直線で結んだ線、基点34と補助点34の34を直線で結んだ線及び補助点24の24から補助点34の34までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標X -76,994.121 座標Y 43,602.619 基点2 座標X -77,340.414 座標Y 43,373.468 基点3 座標X -77,571.831 座標Y 43,164.689 基点4 座標X -77,659.210 座標Y 43,069.375 基点5 座標X -77,686.983 座標Y 43,036.488 基点6 座標X -77,807.604 座標Y 42,923.465 基点7 座標X -77,978.998 座標Y 42,813.319 基点8 座標X -78,088.784 座標Y 42,780.023 基点9 座標X -78,426.966 座標Y 42,527.686 基点10 座標X -78,638.231	

					座標Y	42,316.570
				基点11	座標X	-78,758.607
					座標Y	42,217.582
				基点12	座標X	-78,748.045
					座標Y	42,215.422
				基点13	座標X	-78,735.554
					座標Y	42,206.801
				基点14	座標X	-78,758.934
					座標Y	42,186.124
				基点15	座標X	-78,779.189
					座標Y	42,200.465
				基点16	座標X	-78,785.519
					座標Y	42,195.594
				基点17	座標X	-78,874.962
					座標Y	42,085.053
				基点18	座標X	-78,979.305
					座標Y	41,983.234
				基点19	座標X	-79,026.619
					座標Y	41,900.382
				基点20	座標X	-79,006.611
					座標Y	41,821.350
				基点21	座標X	-79,029.996
					座標Y	41,761.349
				基点22	座標X	-79,060.336
					座標Y	41,748.103
				基点23	座標X	-79,104.920
					座標Y	41,721.534
				基点24	座標X	-79,091.105
					座標Y	41,682.394
				基点25	座標X	-79,102.822
					座標Y	41,682.538
				基点26	座標X	-79,099.123
					座標Y	41,672.953
				基点27	座標X	-79,103.389
					座標Y	41,663.056
				基点28	座標X	-79,117.620
					座標Y	41,623.991
				基点29	座標X	-79,139.489
					座標Y	41,601.457
				基点30	座標X	-79,212.083
					座標Y	41,550.424

					基点31 座標X -79,230.524 座標Y 41,545.799 基点32 座標X -79,432.481 座標Y 41,284.742 基点33 座標X -79,436.309 座標Y 41,201.001 基点34 座標X -79,529.491 座標Y 40,979.788 2 補助点の位置 補助点1の1 座標X -76,958.365 座標Y 43,543.816 補助点2の2 座標X -77,279.960 座標Y 43,300.226 補助点3の3 座標X -77,398.327 座標Y 42,982.900 補助点17の17 座標X -78,673.817 座標Y 41,938.107 補助点18の18 座標X -78,910.277 座標Y 41,916.288 補助点21の21 座標X -78,966.219 座標Y 41,722.949 補助点23の23 座標X -79,081.654 座標Y 41,679.123 補助点24の24 座標X -79,048.871 座標Y 41,651.590 補助点33の33 座標X -79,382.912 座標Y 41,186.506 補助点34の34 座標X -79,486.055 座標Y 40,953.520
--	--	--	--	--	--

島根県告示第267号

海岸保全区域の指定（昭和54年9月10日付け島根県告示第758号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸山達也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					延長	海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名			
島根	出雲	小田	田儀	460.0m	基点1から基点10までを順次に直線で結んだ線、基点1と補	

				助点3を直線で結んだ線、基点10と補助点1を直線で結んだ線及び補助点1から補助点3までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標X -79,843.392 座標Y 40,277.170 基点2 座標X -79,862.489 座標Y 40,230.929 基点3 座標X -79,880.239 座標Y 40,188.378 基点4 座標X -79,889.905 座標Y 40,147.904 基点5 座標X -79,908.107 座標Y 40,101.102 基点6 座標X -79,932.821 座標Y 40,058.155 基点7 座標X -79,958.747 座標Y 40,013.076 基点8 座標X -79,980.003 座標Y 39,966.247 基点9 座標X -80,010.295 座標Y 39,922.674 基点10 座標X -80,031.715 座標Y 39,874.788 2 補助点の位置 補助点1 座標X -79,977.241 座標Y 39,849.636 補助点2 座標X -79,853.918 座標Y 40,075.348 補助点3 座標X -79,787.115 座標Y 40,256.365
--	--	--	--	---

島根県告示第268号

海岸保全区域の指定（平成7年3月3日付け島根県告示第201号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区	地先	延長	

		海岸名	海岸名		
島 根	大 田	五十猛	大 浦	1,570.0m	<p>基点1から基点20までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線、基点20と補助点10を直線で結んだ線及び補助点10から補助点1までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>1 基点の位置</p> <p>基点1 座標X -89,884.583 座標Y 23,159.443</p> <p>基点2 座標X -89,958.492 座標Y 23,163.105</p> <p>基点3 座標X -89,966.221 座標Y 23,169.451</p> <p>基点4 座標X -89,978.288 座標Y 23,200.273</p> <p>基点5 座標X -89,989.106 座標Y 23,263.476</p> <p>基点6 座標X -89,997.123 座標Y 23,383.021</p> <p>基点7 座標X -89,994.466 座標Y 23,460.334</p> <p>基点8 座標X -89,996.026 座標Y 23,519.068</p> <p>基点9 座標X -90,006.433 座標Y 23,539.575</p> <p>基点10 座標X -90,001.417 座標Y 23,565.603</p> <p>基点11 座標X -89,985.053 座標Y 23,639.239</p> <p>基点12 座標X -90,001.862 座標Y 23,665.525</p> <p>基点13 座標X -89,958.875 座標Y 23,793.603</p> <p>基点14 座標X -89,854.403 座標Y 24,012.113</p> <p>基点15 座標X -89,803.479 座標Y 24,071.591</p> <p>基点16 座標X -89,775.782 座標Y 24,123.346</p> <p>基点17 座標X -89,775.777 座標Y 24,214.646</p> <p>基点18 座標X -89,750.539</p>

					座標 Y 24, 314. 609
				基点19	座標 X -89, 656. 290
					座標 Y 24, 438. 166
				基点20	座標 X -89, 579. 402
					座標 Y 24, 473. 933
				2	補助点の位置
				補助点 1	座標 X -89, 805. 228
					座標 Y 23, 168. 761
				補助点 2	座標 X -89, 832. 087
					座標 Y 23, 353. 973
				補助点 3	座標 X -89, 816. 431
					座標 Y 23, 632. 206
				補助点 4	座標 X -89, 735. 809
					座標 Y 23, 857. 447
				補助点 5	座標 X -89, 688. 317
					座標 Y 23, 839. 002
				補助点 6	座標 X -89, 630. 345
					座標 Y 23, 988. 131
				補助点 7	座標 X -89, 681. 839
					座標 Y 24, 008. 126
				補助点 8	座標 X -89, 668. 726
					座標 Y 24, 044. 936
				補助点 9	座標 X -89, 573. 141
					座標 Y 24, 245. 731
				補助点10	座標 X -89, 458. 537
					座標 Y 24, 436. 935

島根県告示第269号

海岸保全区域の指定（平成5年12月24日付け島根県告示第1,167号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸山達也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					延長	海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名			
島根	大田	馬路	琴ヶ浜	1,540.8m	基点1から基点24までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線、基点24と補助点5を直線で結んだ線及び補助点1から補助点5までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、二級河川塩郷川水系塩郷川に係る河	

川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める区域を除く。

1 基点の位置

基点1	座標X	-96,927.314
	座標Y	19,683.983
基点2	座標X	-96,925.202
	座標Y	19,687.097
基点3	座標X	-96,925.563
	座標Y	19,731.939
基点4	座標X	-96,922.751
	座標Y	19,752.643
基点5	座標X	-96,897.795
	座標Y	19,801.962
基点6	座標X	-96,826.165
	座標Y	19,912.837
基点7	座標X	-96,818.362
	座標Y	19,926.575
基点8	座標X	-96,817.330
	座標Y	19,939.835
基点9	座標X	-96,802.523
	座標Y	19,945.898
基点10	座標X	-96,766.532
	座標Y	19,971.929
基点11	座標X	-96,687.808
	座標Y	20,050.013
基点12	座標X	-96,566.510
	座標Y	20,159.942
基点13	座標X	-96,502.767
	座標Y	20,210.406
基点14	座標X	-96,460.954
	座標Y	20,248.701
基点15	座標X	-96,437.873
	座標Y	20,276.590
基点16	座標X	-96,392.131
	座標Y	20,322.771
基点17	座標X	-96,342.403
	座標Y	20,368.042
基点18	座標X	-96,300.715
	座標Y	20,361.467
基点19	座標X	-96,275.047
	座標Y	20,362.746

					基点20 座標X -96,231.379 座標Y 20,372.295 基点21 座標X -96,158.504 座標Y 20,405.100 基点22 座標X -96,080.231 座標Y 20,433.589 基点23 座標X -95,771.418 座標Y 20,525.806 基点24 座標X -95,753.928 座標Y 20,523.140 2 補助点の位置 補助点1 座標X -96,849.920 座標Y 19,679.621 補助点2 座標X -96,780.721 座標Y 19,636.410 補助点3 座標X -96,611.486 座標Y 19,848.140 補助点4 座標X -96,152.010 座標Y 20,185.780 補助点5 座標X -95,705.033 座標Y 20,358.660
--	--	--	--	--	--

島根県告示第270号

海岸保全区域の指定（昭和56年島根県告示第163号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	延長	
島 根	大 田	今 浦	—	704.0m	基点1から基点7までを順次に直線で結んだ線、基点7と補助点7を直線で結んだ線、補助点7と補助点1を直線で結んだ線及び補助点1と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標X -102,730.920 座標Y 14,046.664 基点2 座標X -102,716.152 座標Y 14,089.626 基点3 座標X -102,751.459

					座標Y	14,646.031
				基点8	座標X	-101,831.040
					座標Y	14,646.838
				基点9	座標X	-101,844.573
					座標Y	14,644.423
				基点10	座標X	-101,858.916
					座標Y	14,639.250
				基点11	座標X	-101,893.273
					座標Y	14,632.632
				基点12	座標X	-101,908.371
					座標Y	14,634.384
				基点13	座標X	-101,916.137
					座標Y	14,637.328
				基点14	座標X	-101,921.259
					座標Y	14,644.388
				基点15	座標X	-101,912.209
					座標Y	14,673.096
				基点16	座標X	-101,903.057
					座標Y	14,695.826
				基点17	座標X	-101,899.899
					座標Y	14,746.060
				基点18	座標X	-101,894.928
					座標Y	14,770.968
				基点19	座標X	-101,923.127
					座標Y	14,787.848
				基点20	座標X	-101,936.471
					座標Y	14,788.559
				基点21	座標X	-101,937.377
					座標Y	14,769.021
				基点22	座標X	-101,973.111
					座標Y	14,759.239
				基点23	座標X	-101,990.943
					座標Y	14,756.142
				基点24	座標X	-102,005.707
					座標Y	14,755.063
				基点25	座標X	-102,062.570
					座標Y	14,753.920
				基点26	座標X	-102,082.784
					座標Y	14,753.531
				基点27	座標X	-102,099.461
					座標Y	14,751.653

					基点28 座標X -102,147.170
					座標Y 14,742.314
					基点29 座標X -102,160.464
					座標Y 14,737.746
					基点30 座標X -102,171.519
					座標Y 14,731.297
					基点31 座標X -102,193.760
					座標Y 14,691.624
					基点32 座標X -102,262.922
					座標Y 14,704.704
					基点33 座標X -102,269.041
					座標Y 14,734.907
					基点34 座標X -102,280.639
					座標Y 14,731.256
					基点35 座標X -102,297.816
					座標Y 14,742.195
					基点36 座標X -102,308.285
					座標Y 14,743.200
					基点37 座標X -102,345.492
					座標Y 14,745.524
					基点38 座標X -102,351.989
					座標Y 14,761.003
					基点39 座標X -102,392.688
					座標Y 14,756.226
					基点40 座標X -102,391.925
					座標Y 14,735.709
					基点41 座標X -102,396.009
					座標Y 14,723.256
					基点42 座標X -102,406.902
					座標Y 14,715.822
					基点43 座標X -102,421.157
					座標Y 14,711.611
					基点44 座標X -102,452.609
					座標Y 14,699.071
					基点45 座標X -102,477.325
					座標Y 14,686.171
					基点46 座標X -102,518.785
					座標Y 14,676.657
					基点47 座標X -102,547.475
					座標Y 14,684.576
					基点48 座標X -102,570.889

					座標 Y 14,701.001
				基点49	座標 X -102,625.982
					座標 Y 14,643.672
				基点50	座標 X -102,649.045
					座標 Y 14,585.800
				基点51	座標 X -102,601.194
					座標 Y 14,544.715
				基点52	座標 X -102,616.349
					座標 Y 14,521.449
				基点53	座標 X -102,636.134
					座標 Y 14,453.007
				基点54	座標 X -102,616.074
					座標 Y 14,401.569
				基点55	座標 X -102,592.247
					座標 Y 14,412.223
				基点56	座標 X -102,560.479
					座標 Y 14,420.340
				基点57	座標 X -102,508.928
					座標 Y 14,391.190

島根県告示第272号

海岸保全区域の指定（昭和36年12月26日付け島根県告示第908号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び浜田県土木整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸山達也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	延長	
島根	浜田	治和	青口	860.0m	基点1から基点7までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1-1を結んだ線、基点7と補助点7-7を結んだ線及び補助点1-1から補助点7-7までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標 X -126,826.898 座標 Y -14,031.957 基点2 座標 X -126,973.603 座標 Y -14,068.522 基点3 座標 X -127,090.879 座標 Y -14,116.136

					基点4 座標X -127,215.097 座標Y -14,129.135 基点5 座標X -127,319.444 座標Y -14,240.618 基点6 座標X -127,423.837 座標Y -14,268.365 基点7 座標X -127,498.815 座標Y -14,295.461 2 補助点の位置 補助点1-1 座標X -126,776.898 座標Y -14,118.559 補助点2-2 座標X -126,924.360 座標Y -14,155.558 補助点3-3 座標X -127,063.315 座標Y -14,212.263 補助点4-4 座標X -127,176.024 座標Y -14,221.185 補助点5-5 座標X -127,277.975 座標Y -14,331.614 補助点6-6 座標X -127,384.764 座標Y -14,360.416 補助点7-7 座標X -127,499.513 座標Y -14,375.458
--	--	--	--	--	--

島根県告示第273号

海岸保全区域の指定（昭和52年5月13日付け島根県告示第405号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸山達也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	延長	
島根	浜田	国分 久代	—	3,970.0m	基点1から基点12までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点12と補助点7までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、二級河川久代川水系久代川及び二級河川曲川水系曲川に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める区域を除く。 1 基点の位置 基点1 座標X -114,963.296

					座標 Y	-1,933.238
				基点 2	座標 X	-115,327.461
					座標 Y	-2,505.205
				基点 3	座標 X	-115,455.013
					座標 Y	-2,762.765
				基点 4	座標 X	-115,628.937
					座標 Y	-3,023.588
				基点 5	座標 X	-115,783.620
					座標 Y	-3,302.713
				基点 6	座標 X	-115,962.162
					座標 Y	-3,559.261
				基点 7	座標 X	-116,137.649
					座標 Y	-3,807.116
				基点 8	座標 X	-116,242.760
					座標 Y	-4,018.713
				基点 9	座標 X	-116,378.067
					座標 Y	-4,356.634
				基点10	座標 X	-116,393.111
					座標 Y	-4,607.008
				基点11	座標 X	-116,412.444
					座標 Y	-4,809.023
				基点12	座標 X	-116,179.759
					座標 Y	-4,916.151
				2 補助点の位置		
				補助点 1	座標 X	-114,779.238
					座標 Y	-2,102.421
				補助点 2	座標 X	-115,116.576
					座標 Y	-2,639.473
				補助点 3	座標 X	-115,230.981
					座標 Y	-2,873.714
				補助点 4	座標 X	-115,576.346
					座標 Y	-3,442.489
				補助点 5	座標 X	-115,933.613
					座標 Y	-3,951.578
				補助点 6	座標 X	-116,145.981
					座標 Y	-4,449.563
				補助点 7	座標 X	-116,075.207
					座標 Y	-4,689.063

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	延長	
島 根	江 津	塩 田	—	900.0m	基点1から基点6までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線、基点6と補助点3を直線で結んだ線及び補助点1から補助点3までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域 1 基点の位置 基点1 座標X -106,954.914 座標Y 7,208.895 基点2 座標X -107,024.036 座標Y 6,971.682 基点3 座標X -107,124.517 座標Y 6,683.680 基点4 座標X -107,131.173 座標Y 6,604.059 基点5 座標X -107,173.140 座標Y 6,460.050 基点6 座標X -107,029.133 座標Y 6,418.080 2 補助点の位置 補助点1 座標X -106,849.309 座標Y 7,178.117 補助点2 座標X -106,928.031 座標Y 6,943.702 補助点3 座標X -107,009.311 座標Y 6,650.104

島根県告示第275号

海岸保全区域の指定（昭和52年5月13日付け島根県告示第404号）の一部を次のように改正する。

なお、海岸保全区域の平面図は、島根県土木部河川課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

海岸保全区域の表を次のように改める。

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区	地先	延長	

		海岸名	海岸名		
隠岐	海士	御波	—	1,615.2m	<p>基点1から基点20まで順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線、基点20と補助点7を直線で結んだ線及び補助点1から補助点7までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>1 基点の位置</p> <p>基点1 座標X 8,491.216 座標Y 81,524.680</p> <p>基点2 座標X 8,621.874 座標Y 81,654.093</p> <p>基点3 座標X 8,670.285 座標Y 81,665.078</p> <p>基点4 座標X 8,714.304 座標Y 81,698.075</p> <p>基点5 座標X 8,694.612 座標Y 81,813.474</p> <p>基点6 座標X 8,751.190 座標Y 81,954.169</p> <p>基点7 座標X 8,702.432 座標Y 82,031.128</p> <p>基点8 座標X 8,605.914 座標Y 81,989.003</p> <p>基点9 座標X 8,514.430 座標Y 81,975.088</p> <p>基点10 座標X 8,535.917 座標Y 82,049.344</p> <p>基点11 座標X 8,479.470 座標Y 82,152.339</p> <p>基点12 座標X 8,474.673 座標Y 82,216.664</p> <p>基点13 座標X 8,429.764 座標Y 82,227.942</p> <p>基点14 座標X 8,409.014 座標Y 82,219.480</p> <p>基点15 座標X 8,386.885 座標Y 82,185.898</p> <p>基点16 座標X 8,311.314 座標Y 82,143.783</p> <p>基点17 座標X 8,258.543 座標Y 82,158.099</p> <p>基点18 座標X 8,205.678</p>

					座標Y 82, 150. 645
				基点19	座標X 8, 167. 021
					座標Y 82, 130. 110
				基点20	座標X 8, 166. 105
					座標Y 82, 111. 354
				2 補助点の位置	
				補助点1	座標X 8, 422. 930
					座標Y 81, 599. 077
				補助点2	座標X 8, 554. 254
					座標Y 81, 722. 207
				補助点3	座標X 8, 606. 844
					座標Y 81, 853. 634
				補助点4	座標X 8, 439. 917
					座標Y 81, 919. 104
				補助点5	座標X 8, 408. 706
					座標Y 82, 073. 336
				補助点6	座標X 8, 322. 374
					座標Y 82, 043. 256
				補助点7	座標X 8, 126. 875
					座標Y 82, 028. 904

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和8年度夏期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分

鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月7日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月14日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月17日（水）	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月21日（日）	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
6月27日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月4日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域

		種銃猟	川本合同庁舎	
7月14日(火)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
7月31日(金)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域
8月9日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
（電話 0852-22-5160）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の20日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

3 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月1日（月）	午前9時30分～	鹿足郡吉賀町柿木500番地1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6月1日（月）	午後2時～	鹿足郡津和野町後田口66番地 津和野コミュニティセンター	津和野町
6月2日（火）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月3日（水）	午前9時30分～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月17日（水）	午前9時30分～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
6月23日（火）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町）
6月23日（火）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（三刀屋町、吉田町、掛合町）
6月23日（火）	午後1時30分～	邑智郡邑南町山田47-1 出羽公民館	邑南町
6月24日（水）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町
6月24日（水）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	飯南町

6月24日（水）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
6月26日（金）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	美郷町、川本町
7月7日（火）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市（銃猟免許所持者）
7月15日（水）	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
7月16日（木）	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市（旧浜田市）
7月17日（金）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市（旭町、金城町、三隅町、弥栄町）
7月17日（金）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月30日（木）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市
8月19日（水）	午後1時30分～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口へ提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の20日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課

- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和8年度しまねのイメージ発信業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J R 西日本コミュニケーションズ山陰支店 山陰支店長 金田 謙 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地

5 随意契約に係る契約金額

45,028,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

X線光電子分光分析装置の調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和8年3月31日

4 落札者の氏名及び住所

日新精器株式会社 松江営業所 所長 垣田 典章 島根県松江市南田町93番地7

5 落札金額

150,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和8年3月6日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
産業用マイクロX線CT装置の調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 代表取締役 佐藤 義之 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8-11 メットライフ新横浜ビル
- 5 落札金額
85,030,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和8年3月6日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和8年4月17日

島根県警察本部長 中 村 振一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
刑事手続のIT化機器（液晶ペンタブレット）の賃貸借 510台
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 賃貸借期間
令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242及び2243）

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和8年5月13日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和8年5月13日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和8年5月13日（水）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和8年6月22日（月）午前9時から同月23日（火）午後4時まで（同月22日午後5時から同月23日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和8年6月23日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和8年6月23日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月24日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Leasing LCD pen tablets associated with the digitization of criminal procedures, 510 units.
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. June 22, 2026 to 4 : 00 p.m. June 23, 2026
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. June 23, 2026
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. June 23, 2026)
- (4) Date and time for bid opening : 10 : 00 a.m. on June 24, 2026
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510, Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241, 2242, 2243)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体の政党の支部

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
中道改革連合島	亀井 亜紀子	田畑 静吾	松江市津田町	衆議院議員	○	令和8年1月21日

根県第1区総支部			301リバーサイドビルディング 1階			
中道改革連合島根県第2区総支部	大塚 聡子	植田 圭介	出雲市塩冶町南町3丁目1番地 4 プレジオ104号室	衆議院議員	○	令和8年1月21日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木下和美後援会	木下 和美	木下 才二	大田市静間町1319番地7	令和8年1月5日
かねさきひろゆき後援会	金崎 裕行	金崎 理恵	大田市温泉津町温泉津口9番1	令和8年1月5日
高木ゆうすけ後援会	高木 裕介	田原 千香子	大田市大田町大田イ974-3	令和8年1月16日
かじたつお後援会	楯 龍夫	中島 修	大市長久町土江479-5	令和8年1月26日
河村隆弘後援会	鳶川 秀信	河村 みどり	大田市温泉津町井田イ111-1	令和8年2月2日
上田ひろゆき後援会	上田 洋之	平田 礼子	大田市波根町1333-1	令和8年2月2日
さいとうよしふみ後援会	齋藤 宜文	佐間 みどり	鹿足郡津和野町池村2442	令和8年2月3日
村上ひさとみ後援会	村上 久富	村上 久富	鹿足郡津和野町相撲ケ原587番地	令和8年2月3日
小山隆後援会	小山 隆	小山 三千枝	鹿足郡津和野町須川1236	令和8年2月6日
宮武洋史と津和野の未来を語る会	宮武 洋史	宮武 洋史	鹿足郡津和野町日原470番地	令和8年2月13日
ながみねさとし後援会	永嶺 里志	永嶺 貞子	鹿足郡津和野町青原462-5	令和8年3月5日
齋藤優作後援会	齋藤 優作	齋藤 華世	鹿足郡津和野町部栄383-3	令和8年3月18日

島根県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

(1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
立憲民主党島根県第1区総支部	石橋 通宏	代表者の氏名	石橋 通宏	亀井 亜紀子	令和8年1月20日
		会計責任者の氏名	桑本 耕平	田畑 静吾	令和8年3月25日
立憲民主党島根県第2区総支部	石橋 通宏	代表者の氏名	石橋 通宏	大塚 聡子	令和8年1月20日
		主たる事務所の所在地	江津市和木町610-3	出雲市塩冶町南町3丁目1番地4プレジオ104号室	令和8年3月1日
中道改革連合島根県第1区総支部	亀井 亜紀子	会計責任者の氏名	桑本 耕平	田畑 静吾	令和8年3月25日
中道改革連合島根県第2区総支部	大塚 聡子	主たる事務所の所在地	出雲市塩冶町南町3丁目1番地4プレジオ201号室	出雲市塩冶町南町3丁目1番地4プレジオ104号室	令和8年4月1日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党江津支部	田中 増次	会計責任者の氏名	寺前 克宏	山根 兼三郎	令和7年12月24日
自由民主党浜田支部	大屋 俊弘	主たる事務所の所在地	浜田市下府町492-2	浜田市紺屋町68	令和8年1月5日
立憲民主党島根県総支部連合会	石橋 通宏	代表者の氏名	石橋 通宏	亀井 亜紀子	令和8年1月20日
自由民主党掛合町支部	渡辺 重光	代表者の氏名	渡辺 重光	影山 喜文	令和8年2月1日
自由民主党江津支部	河野 正行	代表者の氏名	河野 正行	田中 増次	令和8年2月1日
自由民主党横田支部	石原 吉徳	代表者の氏名	石原 吉徳	勝田 康則	令和8年2月21日
		主たる事務所の所在地	仁多郡奥出雲町下横田913	仁多郡奥出雲町大谷900-6	
		会計責任者の氏名	藤原 久	石原 吉徳	
自由民主党四見町支部	河本 亮	主たる事務所の所在地	益田市四見町紙祖イ8-1 斎藤建設(有)	益田市四見町四見イ243-3 (有) 源拓工業内	令和8年2月27日
		会計責任者の氏名	大谷 佳司	斎藤 光	
自由民主党島根県ときわ会	糸原 操	会計責任者の氏名	渡邊 徹	陰山 健二	令和8年2月2日

支部					
自由民主党大東支部	山崎 正幸	会計責任者の氏名	高橋 美佐子	鶴原 能也	令和8年1月22日

2 その他の政治団体

(1) 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
大塚さところ後援会	大塚 聡子	代表者の氏名	大塚 聡子	山本 誉	令和7年12月9日
高見やすひろ後援会	石橋 良治	代表者の氏名	石橋 良治	洲浜 繁達	令和8年1月1日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
奥出雲創生会議	糸原 保	主たる事務所の所在地	仁多郡奥出雲町八川1121番地1	仁多郡奥出雲町稲原22番地8	令和7年4月1日
しもたに忠広後援会	下谷 忠広	会計責任者の氏名	日高 聖治	江田 民男	令和7年12月1日
中原しんや後援会	中原 伸也	会計責任者の氏名	中原 悦子	中原 美穂	令和7年12月21日
島根民社協会	板倉 一郎	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和7年12月16日
		当該政治団体を主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類	川合 孝典 参議院議員		
		当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類	岡野 純子 衆議院議員 岸田 光広 衆議院議員 長友 慎治 衆議院議員 西岡 義高 衆議院議員 橋本 幹彦 衆議院議員		

			鳩山 紀一郎 衆議院議員 深作 ヘスス 衆議院議員 向山 好一 衆議院議員 森 洋介 衆議院議員 磯崎 哲史 参議院議員 江原 くみ子 参議院議員 奥村 祥大 参議院議員 籠島 彰宏 参議院議員 小林 さやか 参議院議員 田村 麻美 参議院議員 竹詰 仁 参議院議員 濱口 誠 参議院議員 浜野 喜史 参議院議員		
木下かずみ後援会	大畑 世利子	政治団体の名称	木下かずみ後援会	木下和美後援会	令和8年1月25日
		代表者の氏名	大畑 世利子	木下 和美	
		主たる事務所所在地	大田市大田町大田イ451	大田市静間町1319番地7	
今田みのぶ後援会	文田 和幸	主たる事務所所在地	浜田市旭町今市2234-1	浜田市旭町今市607-1	令和8年1月28日
三島あきら後援会	管田 啓司	主たる事務所所在地	松江市西津田1-11-16	松江市西津田2-1-44	令和7年4月13日
連合みんなの会	景山 誠	代表者の氏名	景山 誠	成相 善朗	令和8年2月18日
		会計責任者の氏名	黒目 敏行	景山 誠	
幸福実現党出	三原 修一	会計責任者	坂東 真奈	貴島 良久	令和8年2月18日

雲後援会		の氏名			
幸福実現党島根県本部	三原 修一	会計責任者の氏名	貴島 良久	平田 大悟	令和8年2月26日
幸福実現党松江後援会	小瀧 紳	会計責任者の氏名	貴島 良久	平田 大悟	令和8年2月26日
出川桃子政策研究会	出川 桃子	国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和7年7月29日
		代表者である公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員		
		国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第3号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	令和7年10月1日
		当該政治団体を主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類	出川 桃子 参議院議員		
出川桃子後援会	菖蒲 周一	会計責任者の氏名	上野 やえ	高木 峰子	令和8年3月1日
藤間義明後援会	藤間 義明	会計責任者の氏名	藤間 美智子	照喜名 明	令和8年3月8日
伊藤やすひろ後援会	伊藤 康浩	主たる事務所の所在地	大田市大田町大田イ130-3	大田市大田町大田口204-12	令和8年3月8日
横山もとし後援会	村上 利昭	代表者の氏名	村上 利昭	山本 周二	令和8年3月15日
三島しずお後援会	佐藤 和好	代表者の氏名	佐藤 和好	三島 俊夫	令和7年6月1日
		会計責任者の氏名	三島 静夫	三島 房夫	
島根県中小企業政治協会	金崎 芳男	代表者の氏名	金崎 芳男	杉谷 雅祥	令和7年6月30日
組織内議員等後援会	岡本 早智雄	代表者の氏名	岡本 早智雄	長谷 貴史	令和8年3月29日
		会計責任者	長谷 貴史	大櫃 康之	

		の氏名			
岡本さちお後援会	佐々木 吉茂	会計責任者の氏名	長谷 貴史	大櫃 康之	令和8年3月29日
岸道三後援会	岸 道三	会計責任者の氏名	荒木 恵理子	小山 恵里	令和8年3月21日
ホシザキ労働組合島根支部政治活動委員会	藤原 信治	代表者の氏名	藤原 信治	石倉 修	令和7年10月1日
		会計責任者の氏名	和泉 敬二	玄行 照朗	

島根県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党島根県文教振興支部	山下 俊介	令和7年12月31日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
南波いわお後援会	浜崎 正英	令和7年12月31日
南風会	南波 巖	令和7年12月31日
戸谷ひとみと飯南町を楽しむ会	戸谷 ひとみ	令和7年12月31日
松江市議会松政クラブ	三島 良信	令和7年12月30日
石田茂春後援会	石田 茂春	令和7年12月27日
本田貢久と未来をつくる会	本田 貢久	令和7年12月20日
葉田茂美後援会	三徳 伸吉	令和7年12月31日
未来をひらく会	山本 浩章	令和7年12月31日
澤田秀夫後援会	松本 均	令和8年2月16日
細田実後援会	新田 啓治	令和8年3月1日

島根県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
--------	-------	-----------	------------	--------	-------

の氏名					
大塚 聡子	衆議院議員	大塚さところ後援会	出雲市塩冶町南町3丁目1番地4プレジオ201号室	大塚 聡子	令和7年12月9日
宮武 洋史	津和野町議会議員	宮武洋史と津和野の未来を語る会	鹿足郡津和野町日原470番地	宮武 洋史	令和8年2月13日

島根県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
出川 桃子	出川桃子政策研究会	公職の種類	参議院議員	島根県議会議員	令和7年7月29日

島根県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏 之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
南波 巖	南風会	令和7年12月31日